久留米広域合併協議会(第3回)次第

開催日時:平成15年3月29日(土)

10時30分~

場 所:久留米市庁舎401会議室

- 1.開 会
- 2.報告事項
 - (1)報告第6号 第2回協議会以降の協議会活動について
 - (2)報告第7号 久留米広域合併協議会財務規程の一部改正について
- 3.協議事項
 - (1)第8号議案 合併協定項目について
 - (2)第9号議案 平成15年度久留米広域合併協議会事業計画
 - (3)第10号議案 平成15年度久留米広域合併協議会予算
- 4. その他
- 5.閉 会

久留米広域合併協議会(第3回)議案等

《報告事項》

報告第7号	久留米広域合併協議会財務規程の一部改正について	Р	3 ~ 6
《議案》			
第8号議案	合併協定項目について	Р	7 ~ 1 5
第9号議案	平成15年度久留米広域合併協議会事業計画	Р	1 6
第10号議案	平成15年度久留米広域合併協議会予算	P 1	7 ~ 1 8

P 1,2

報告第6号 第2回協議会以降の協議会活動について

報告第6号

第2回協議会以降の協議会活動について

第2回協議会以降の協議会活動について別紙のとおり報告する。

平成15年3月29日提出

第2回協議会以降の協議会活動について

《会議》

3月20日 合併協議会幹事会(第3回) 合併協定項目(案)

協議会(第3回)開催要領 など

《専門部会、分科会活動》…2月28日~3月19日 延べ1部会27分科会10WG 専門部会

3月18日 総合調整部会(第1回) 総合調整部会にかかる分科会活動報告 (部会委員等) 合併協定項目(案)など

分科会

2月28日 契約分科会ほか3分科会

3月 3日 議会分科会ほか1分科会

3月 4日 財政調整会議

3月 5日 児童福祉分科会ほか3分科会

3月 6日 電算調整会議ほか7分科会

3月 7日 総務分科会財産管理 WG ほか 1 WG

3月11日 戸籍・住民分科会ほか3分科会、1WG

3月12日 人権・同和分科会

3月14日 総務分科会国際交流 WG ほか4 WG

3月17日 環境衛生分科会ほか1分科会

3月18日 税務分科会資産税 WG

3月19日 人権・同和分科会ほか1WG

報告第7号

久留米広域合併協議会財務規程の一部改正について

久留米広域合併協議会財務規程を次のとおり改正したので報告する。

久留米広域合併協議会財務規程の一部を改正する規程

久留米広域合併協議会財務規程(平成15年久留米広域合併協議会規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

Γ

3 諸収入	1 預金利子
	2 雑入

を

3	繰越金	1	繰越金
4	諸収入	1	預金利子
		2	雑入

に改める。

附 則

この規程は、平成15年3月28日から施行する。

平成15年3月29日提出

久留米広域合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、久留米広域合併協議会規約(以下「規約」という。)第16条の規定に基づき、久留米広域合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度等)

- 第2条 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度の例による。
- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。 (歳入歳出予算)
- 第3条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。
- 2 協議会の歳入歳出予算は、久留米市、田主丸町、北野町、城島町及び三潴町(以下「1市4町」という。)の負担金及びその他の収入を歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要する経費をその歳出とするものとする。

(歳入歳出予算の調製等)

- 第4条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始 前に協議会の会議を経なければならない。
- 2 会長は、前項の規定により、予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを1市4町の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

- 第5条 会長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、その旨を1市4町の長と協議しなければならない。
- 2 前項の協議により既定の予算に追加その他の変更を加えることとなったときは、会長は、補 正予算を調製し、速やかに協議会の会議を経なければならない。
- 3 会長は、前項の補正予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを1市4町の長に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

- 第6条 歳入予算は、別表第1の款及び項に区分して編成し、それに従って執行しなければならない。
- 2 歳出予算は、別表第2の款及び項に区分して編成し、それに従って執行しなければならない。
- 3 予算の編成その他必要があるときは、歳出に係る項について、別に定めるところにより節及び細節を設けることができる。
- 4 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める款及び 項のほか新たに款及び項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

- 第7条 協議会の出納は、会長がこれを行う。
- 2 協議会の歳入歳出に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

- 第8条 会長は、協議会事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。
- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて現金の出納、保管その他会計事務を処理する。
- 3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第9条 予算の流用及び予備費の充用をするときは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

(決算等)

- 第10条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、監査に付した後、協議会の会議の認定を受けなければならない。
- 2 会長は、前項の決算が協議会の会議の認定を受けたときは、当該決算の写しを1市4町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

- 第11条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。
- 2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
 - (1) 予算差引簿
 - (2) 予算流用・予備費充用伺簿
 - (3) 収入票・支出決定伺綴
 - (4) 金銭出納簿又は預金通帳
 - (5) その他必要な簿冊

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長の市又は町の 例に準拠し、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月28日から施行する。

別表第1(第6条関係)

歳入予算の款及び項の区分

款			項		
1	負担金	1	負担金		
2	手数料	1	手数料		
3	繰越金	1	繰越金		
4	諸収入	1	預金利子		
		2	<u>雑入</u>		

別表第2(第6条関係)

歳出予算の款及び項の区分

	款		項
1	運営費	1	会議費
		2	事務局費
2	事業費	1	事業費
3	予備費	1	予備費

第8号議案

合併協定項目について

合併協定項目及び協議会で方向性を協議する項目を別紙のとおり定めることについて、承認を求める。

平成15年3月29日提出

合併協定項目について

合併協定項目及び協議会で方向性を協議する項目

	合併協定項目							
	1	合併の方式						
基	2	合併の期日						
本的事	3	新市の名称						
項	4	新市の事務所の位置						
	5	財産の取扱い						
合	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い						
合併特例法	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
なによる	8	地方税の取扱い						
協議事	9	一般職の職員の身分の取扱い						
項	10	地域審議会の取扱い						
	11	特別職の身分の取扱い						
自治	12	条例、規則等の取扱い						
体の運	13	事務組織及び機構の取扱い						
営に	14	一部事務組合等の取扱い						
関す	15	使用料、手数料等の取扱い						
る基本	16	公共的団体等の取扱い						
的な	17	補助金、交付金等の取扱い						
事項	18	町名・字名の取扱い						
	19	慣行の取扱い						

... 協議会で方向性を協議する項目

身 目 						
合併協定項目						
	20	広報広聴事業の取扱い				
	21	国際交流事業、姉妹都市の取扱い				
	22	情報公開に関する取扱い				
	23	行政区の取扱い				
	24	コミュニティ施策の取扱い				
	25	消防防災事業の取扱い				
	26	消防団の取扱い				
	27	斎場に関する取扱い				
	28	ごみ処理に関する取扱い				
事	29	上水道事業の取扱い				
務事業の	30	下水道 (生活排水・し尿処理)事業の取扱い				
まの 一	31	障害者福祉事業の取扱い				
元化	32	児童福祉事業の取扱い				
に係わ	33	保育事業の取扱い				
る事	34	高齢者福祉事業の取扱い				
項	35	国民健康保険事業の取扱い				
	36	介護保険事業の取扱い				
	37	保健医療事業の取扱い				
	38	道路事業に関する取扱い				
	39	公共交通に関する取扱い				
	40	土地利用に関する取扱い				
	41	農林水産関係事業の取扱い				
	42	商工・観光関係事業の取扱い				
	43	学校教育事業・通学区域の取扱い				
	44	社会教育事業の取扱い				
	45	新市建設計画				

合併協定項目の調整方針決定の流れ

合併協定項目の2つの協議方法

調整方針案を提案する項目

幹事会、専門部会、分科会

・調整方針案の作成



合併協議会

・調整方針案の協議、決定

協議会で方向性を協議する項目

合併協議会

・ 調整の方向性について協議し、その方向性を示す

全体会議で協議する項目

小委員会を設置・付 託し、集中的に審議 する項目

協議会で方向性を協議する項目の流れ

幹事会、専門部会、分科会

・資料作成(項目の内容整理、課題の整理、他市事例の整理など)



合併協議会(小委員会を設置して審議する場合もある)

- ・ 協議の方向性について協議
- ・ 項目によっては、決定するものもある



幹事会、専門部会、分科会

・協議会で示された「方向性」に基づき、調整方針案の作成



合併協議会

・調整方針案の協議、決定

小委員会の設置

久留米広域合併協議会小委員会規程(抜粋)

略

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査又は審議をするものとする。 (委員)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員のうちから指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

略

小委員会設置の流れ

合併協議会(3月29日)

・ 小委員会設置についての説明



合併協議会(第4回)

・ 小委員会で審議する項目の決定



1市4町

・ 小委員会の設置準備



合併協議会(第5回)

- ・ 小委員会の設置、付託
- 「協議会終了後」
- · 正副委員長互選

小委員会の審議、報告

小委員会

・ 付託事項の調査又は審議



合併協議会

- ・ 小委員会の調査又は審議結果の報告・・・委員長報告
- ・ 小委員会報告について協議、決定 「小委員会の審議内容に対する質疑の 答弁は委員長が行う」

合併協定項目の具体的に調整する内容

【基本的事項】

1. 合併の方式

新設合併とするか、編入合併とするかは、選択によってその後の合併協議にかなりの違いを生じる最も基本的な事項である。

2.合併の期日

合併協議会の設置から合併の成立までは、相当な期間が必要となることを踏まえ、合併の期日を定める必要がある。

3.新市の名称

新市の名称については、合併の方式によってその取扱いが異なる。

- 「新設合併」の場合は、関係市町がすべて廃されるため、新市の名称を決める必要がある。
- 「編入合併」の場合は、編入する市町村の名称とすることが多い。

4.新市の事務所の位置

- 「新設合併」の場合には、新たに事務所の位置を定める必要がある。
- 「編入合併」の場合には、通常は編入する市町村の事務所の位置となる。

5.財産の取扱い

財産処分を必要とするときは、合併関係市町村が協議してこれを定める。合併関係市町村が持っていた財産(土地、建物、債権、債務など)は、すべて合併市町村が引き継ぐこととし、公の施設についても、合併市町村の公の施設として設置していくというのが原則。

【合併特例法による協議事項】

6.議会の議員の定数及び任期の取扱い

合併市町村の議会の議員については、定数に関する特例や在任に関する特例が定められており、これらの特例措置の取扱いについて協議する。

7.農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

合併市町村の農業委員については、任期等に関する特例が定められており、これらの特例措置の取扱いについて協議する。

8.地方税の取扱い

合併関係市町村の間に地方税の賦課に関し、著しい不均衡がある場合等不均一の課税をするかどうか、また、不均一課税をする場合には、税目や実施時期等について協議する。

9.一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員が引き続きその身分を保有するよう措置するとともに、職員の任用制度、 給与その他の勤務条件の適用について、均衡を図るように協議する。

10.地域審議会の取扱い

合併関係市町村の区域を単位として設けられ、合併市町村の施策に関して合併市町村の 長から諮問を受け、または必要に応じて長に意見を述べることができる地域審議会を設置 するかどうか、また、設置する場合、これを組織する構成員の定数、任期、任免などの組 織や運営に関する事項を協議して定める。

【自治体の運営に関する基本的な事項】

11.特別職の身分の取扱い

合併により身分を失った特別職の職員をどのように処遇するかについて協議する。

12.条例、規則等の取扱い

「新設合併」の場合には、関係市町村で施行されていた条例、規則等はすべて失効し、 新市の条例、規則等が施行される。

「編入合併」の場合には、編入する市町村の条例、規則等を適用することとなり、合併 時に必要な改正を行うこととなる。

13. 事務組織及び機構の取扱い

合併後の円滑な行政執行のための措置を講じるとともに、機構改革についても協議する必要がある。また、支所又は出張所を設ける場合には、その位置、名称及び所管区域を条例で定める必要がある。

14.一部事務組合等の取扱い

合併関係市町村が構成団体となっている一部事務組合や広域連合、協議会、機関の共同 設置、事務の委託については、構成団体に変動が生じるので、その取扱いについて他の構 成団体と協議する必要がある。なお、構成団体が合併関係市町村と同一の場合は、当該事 務は合併市町村の事務となる。

15.使用料、手数料の取扱い

合併関係市町村の間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議する。

16.公共的団体等の取扱い

合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされていることから、その取扱いについて協議する。

17.補助金、交付金等の取扱い

合併関係市町村が交付してきた様々な補助金、交付金等について、それぞれの内容を整理 し、その必要性を検討するとともに交付先や交付基準等の調整を行う。

18. 町名・字名の取扱い

同一又は類似する町・字名について、十分協議する必要がある。

19. 慣行の取扱い

市町村民憲章、市町村の歌、市町村の花・木・鳥などの慣行については、その取扱いを協議していく必要がある。

20. 広報広聴事業の取扱い

広報誌をはじめとした広報事業のあり方や、広聴事業について、協議を行う。

21.国際交流事業、姉妹都市の取扱い

国際交流事業や姉妹都市に関する取扱いについて、協議を行う。

22.情報公開に関する取扱い

情報公開、個人情報保護に関する取扱いについて、協議を行う。

23. 行政区の取扱い

町内会、自治会、行政区は、地域コミュニティの歴史に根ざしており、地域住民の生活に果たす役割は重要なものがある。このことから、合併関係市町村における現況を把握し、 新市において不均衡が生じないような協議が必要。

24.コミュニティ施策の取扱い

住民自身によるまちづくりや自治活動、及び公民館活動に対する各種支援策について、 協議を行う。

25.消防防災事業の取扱い

消防体制の整備のあり方、及び防災計画等の取扱いについて、協議を行う。

26.消防団の取扱い

消防団の組織のあり方について、協議を行う。

27. 斎場に関する取扱い

斎場使用のあり方や、一部事務組合の対応について、協議を行う。

28.ごみ処理に関する取扱い

ごみ収集・運搬や、ごみ処理手数料、一部事務組合の対応について、協議を行う。

29.上水道事業の取扱い

水道料金や一部事務組合の対応について、協議を行う。

30.下水道(生活排水・し尿処理)事業の取扱い

生活排水に関する処理方法、下水道使用料、し尿処理料金などについて、協議を行う。

31. 障害者福祉事業の取扱い

障害者福祉に関する事業の取扱いについて、協議を行う。

32.児童福祉事業の取扱い

児童福祉に関する事業の取扱いについて、協議を行う。

33.保育事業の取扱い

保育時間、保育料などについて、協議を行う。

34. 高齢者福祉事業の取扱い

高齢者福祉に関する事業の取扱いについて、協議を行う。

35. 国民健康保険事業の取扱い

合併関係市町村の間で保険給付の内容や保険料が異なっている場合は、合併市町村の住 民の間で不均衡が生じないように調整する。

36.介護保険事業の取扱い

保険者間で保険料や納期が異なる場合があり、早期に一体性の確保に努める必要がある。

37.保健医療事業の取扱い

健康診査など保健医療に関する事業の取扱いについて、協議を行う。

38.道路事業に関する取扱い

道路事業の取扱いについて、協議を行う。

39.公共交通に関する取扱い

路線バス対策事業など、公共交通に関する取扱いについて、協議を行う。

40.土地利用に関する取扱い

新市における土地利用計画について、協議を行う。

41.農林水産関係事業の取扱い

土地改良事業をはじめとした農林水産関係事業の取扱いについて、協議を行う。

42. 商工・観光関係事業の取扱い

商工・観光事業に関する事業について、協議を行う。

43. 学校教育事業・通学区域の取扱い

教育環境充実のための各種事業、学校給食、通学区域などについて、協議を行う。

44. 社会教育事業の取扱い

図書館の取扱いをはじめ、社会教育事業に関することについて、協議を行う。

45.新市建設計画

合併後のビジョンを示すものとして、新市建設計画を作成する。

第9号議案

平成 1 5 年度久留米広域合併協議会事業計画

平成15年度久留米広域合併協議会事業計画を次のとおり定めることについて、 承認を求める。

平成 1 5 年度久留米広域合併協議会事業計画

- 会議の開催
 協議会、幹事会、専門部会等の開催
- 2 新市建設計画の作成 新市建設計画の作成 必要な調査研究の実施
- 3 合併に関する協議 基本的事項、合併特例法による協議事項、その他必要な協議事項に関する協議
- 4 住民への情報提供 「合併協議会だより」「啓発冊子」等の発行 ホームページの更新、充実 啓発用ビデオ、ポスターの作成
- 5 行政視察の実施 先進の合併協議会等への視察
- 6 その他 国や県との調整 その他必要な事業

平成15年3月29日提出

第10号議案

平成 1 5 年度 久留米広域合併協議会予算

平成15年度久留米広域合併協議会予算を次のとおり定めることについて、 承認を求める。

平成15年度久留米広域合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,003千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 1」のとおりとする。

平成15年 3月29日提出

平成15年度 久留米広域合併協議会歳入歳出予算

《歳入》 (単位:千円)

\\ / / / / / / / / / / / / / / / / / /						<u> </u>
款	項	金 額	区	分	説	明
		立 积	節	金 額		971
1.負担金		34,0	000			
	1.負担金	34,0)00 構成市町	34,000	久留米市負担金	30,200
			協議会負担金		田主丸町負担金	1,600
					北野町負担金	1,000
					城島町負担金	500
					三潴町負担金	700
2.手数料			1			
	1.手数料		1 手数料	1	複写等手数料	
3.繰越金		22,0	000			
	1.繰越金	22,0)00 繰越金	22,000	繰越金	
4.諸収入			2			
	1.預金利子		1 預金利子	1	預金利子	
	2.雑入		1 雑入	1	雑入	
歳力	合計	56,0	003			

《歳 出》 (単位:千円)

《歳出》					(単位:千円)
款	項	金額	区	分	説明	
办人	内	立、识	節	金 額	17L 19]	
1.運営費		12,410				
	1.会議費	6,056	報酬	2,860	協議会委員報酬	1,980
					小委員会委員報酬	880
			報償費	57	アドバイザー等謝金	57
			旅費	382	費用弁償	382
			需用費	801	消耗品費	120
					食糧費	381
					印刷製本費	300
			委託料	756	会議録作成	756
			使用料及び	1,200	会場借上料	1,200
	2.事務局費	6 354	賃借料 共済費	212	臨時職員健康保険料等	213
	2. 争勿用具	0,004	賃金		臨時職員賃金	1,526
			旅費	1,403		1,403
					消耗品費	462
			III/11	302	燃料費	120
					食糧費	60
					印刷製本費	240
					修繕料	100
			役務費	130	通信運搬費	120
			N/M M	100	手数料	10
			使用料及び	2,040	自動車借上料	840
ı			賃借料		有料道路利用料	120
					機器等借上料	1,080
			負担金、補助	60	会議等出席負担金	60
			及び交付金			
2.事業費		43,093				
	1.事業費	43,093	旅費	1,132	費用弁償	1,048
					旅費	84
			需用費	10,753	消耗品費	240
					食糧費	53
					印刷製本費	10,460
			役務費		広告料	1,000
			委託料	29,848	新市建設計画作成支援等	
					広報•啓発用資料等作成	
					広報紙配送	1,848
					ポスター・横断幕等作成	8,400
					ホームヘ゜ーシ゛更新	600
			使用料及び	360	自動車借上料	300
			賃借料		有料道路利用料	60
3.予備費		500				
	1.予備費	500				
歳	出合計	56,003				
				0		